

大台町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書

大台町長（以下「甲」という。）と三重県大台警察署長（以下「乙」という。）とは、大台町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に基づき、大台町が締結する契約等から暴力団等の排除を実現するために、下記に定める事項について合意し、相互の立場を尊重しつつ最大限の協力を行うものとする。

記

（趣旨）

第1条 この協定は、大台町の締結する契約等から暴力団等を排除するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書で使用する用語は、要綱で使用する用語の例によるものとする。

（契約者等からの排除）

第3条 甲は、要綱第4条第1項に規定する照会を行うときは、様式第1号により乙に照会するものとする。

2 乙は、前項の規定による照会を受けたときは、調査のうえ、様式第2号により甲に回答するものとする。

3 乙は、要綱第3条に規定する通報を行うときは、様式第3号により通報することとする。

4 甲及び乙は、契約者等の実態及び動向について情報の収集・交換に努めることとし、契約者等が要綱の別表第1に掲げるいずれかに該当するとの疑義が生じたときは、照会又は通報の措置をとる前に相互の担当者間で当該事案について協議を行うものとする。

（改善の確認）

第4条 甲は、要綱の別表第1に該当するとして要綱第5条第1項及び第6条第1項による措置をとった者については、当該措置期間の満了する1月前までに、乙に対し様式第4号により当該業者の措置を行った原因となった事実について改善の有無の確認を求めるものとし、乙は調査のうえ、様式第5号により回答するものとする。

2 甲は、要綱第5条第4項及び第6条第4項による措置をとった者について、改善の有無を確認する必要が生じたときは、甲及び乙の担当者間の協議のうえ、乙に対し、様式第4号により当該契約解除の原因となった事実について改善の有無の確認を求めるものとし、乙は調査のうえ、様式第5号により回答するものとする。

（不当介入に対する措置）

第5条 乙は、要綱第7条第1項による通報を受けたときは、様式第6号により、速やかに発注者に通知するものとする。

2 発注者が要綱第7条第1項による報告を受けたときは、様式第7号により、甲は速やかに乙に通知するものとする。また、甲は前項の乙からの通知を受けて不当介入が確認できなかったときは、様式第7号にその様式のなお書きを加えて乙に通知するものとする。

3 乙は、暴力団等による不当介入を受けた受注者が、警察への通報等及び発注者への報告をしたときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づく行政命令の発出及び当該受注者、発注者の職員等関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。

4 乙は、前項の対応状況について、甲及び受注者に対し適時連絡するものとする。

5 乙は、受注者が契約等において暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合で著しく信頼を損なう行為であると認められるときは、様式第8号により、速やかに甲に通報するものとする。

(その他)

第6条 甲は、本協定書に基づき指名停止等の措置を行ったときは、乙に対し、速やかにその旨を知らせるものとする。

2 甲は、本協定書に基づき指名停止等の措置を行った後における当該業者からの問合せ等のトラブルが生じたときは、その解決のための協力を乙に要請できるものとする。

3 甲及び乙は、相互の了解なくして、提供された情報を他に漏らしてはならない。

(定めのない事項等)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が各自1通ずつを保有するものとする。

平成27年2月23日

甲 三重県多気郡大台町佐原750番地
大台町
大台町長

尾上武義



乙 三重県多気郡大台町佐原848番地
三重県大台警察署
大台警察署長

丸橋一男

